

訪問型サービスD等モデル事業の制度概要

【基本的な考え方】

「道路運送法」で許可・登録が不要とされる自家用車を使った高齢者の通院や買物等の移送や移送前後の生活支援を行う介護保険制度のサービスです。

【補助対象事業】

①送迎支援単独型事業

掃除や料理等の家事支援は行わず、通院や買物等の送迎を含む移動支援のみを行います。
運送そのものは無償で行い、乗降時の生活支援（介助、見守り等）のみは有償とする
こともできます。



②生活支援一体型事業

訪問型サービス（ちょっとお助けを含む）に送迎を含む支援メニューを加え、掃除等の家事支援や、送迎を含む通院等の付添い支援を行います。

利用者負担等の対価が、送迎の有無で異なることは認められておらず、有償で行う場合は全ての支援メニューの金額は一律に設定します。

【補助の種類】

運営体制補助	サービスを提供するための体制を整備・維持するための補助です。 サービス提供実績の有無に関わらず補助します。
支援員補助	要支援認定者等の自宅を訪問し、 <u>ケアプランに基づき</u> 家事や送迎を行う有償ボランティアへの謝礼に対する補助です。

【補助金額】

運営体制補助	1年につき上限 150,000 円
支援員補助	利用者 1 人につき乗降時の支援 1 回上限 250 円 (1 回の外出につき上限 1,000 円) ※@250×2 (乗車時+降車時)×2 (往復)
	生活支援一体型事業 利用者 1 人につき 1 回あたり上限 1,000 円